

201137011A

厚生労働科学研究費補助金（難病・がん等の疾患
分野の医療の実用化研究事業（肝炎関係研究分野））

肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、
その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 龍岡 資晃

平成24（2012）年 5月

厚生労働科学研究費補助金（難病・がん等の疾患
分野の医療の実用化研究事業（肝炎関係研究分野））

肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、
その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 龍岡 資晃

平成24（2012）年 5月

目 次

I. 総括研究報告

肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、
その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究 1

龍岡資晃

(資料) アンケート調査票【別紙1-1~7】

韓国調査報告書【別紙2】

II. 分担研究報告

肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、
その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究
肝炎患者の生活実態調査 - 予備調査実施報告 - 75

田中純子

(資料) 生活実態調査2011

厚生労働科学研究費補助金(肝炎関係研究分野)
難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業

(総括) 研究報告書

肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、
その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究

研究代表者 龍岡 資晃 学習院大学専門職大学院法務研究科 (法科大学院) 教授

研究要旨

肝炎対策基本法(平成 21 年法律第 97 号、平成 22 年 1 月 1 日施行)に基づき、肝炎対策の総合的な推進を図るために策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成 23 年 5 月 16 日に告示)は、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者(以下、単に「肝炎患者」という。)に対する不当な差別が存在することが指摘されており、肝炎対策を推進する上で、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成することを求めている。

本研究は、これを受けて、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドライン案を作成し、策定されるガイドラインが活用されることによって、肝炎患者を不当な偏見や差別から守り、広く社会においてウイルス肝炎に対する理解を深め、正しい知識の普及・啓発、ひいては肝炎患者の生活の質の向上に資することを目的としている。

平成 23 年度は、まず肝炎患者に対する偏見や差別の実態を明らかにするために、肝炎患者や医療等関係機関、医療従事者等に対する全国的なアンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、海外についても韓国における実情等についての調査を実施した。

これらの実態調査等は、未了であるため、次年度に引き続き実施し、これらの実態調査の結果等について、総合的に分析・検討し、肝炎患者に対する不当な偏見や差別の原因等を究明し、その被害を防止するためのガイドライン案の作成に向けて研究を進める。

研究分担者 戸松 秀典 学習院大学専門職大学院法務研究科 (法科大学院) 教授

山川 洋一郎 古賀総合法律事務所 弁護士

山本 晋平 古賀総合法律事務所 弁護士

川上 拓一 早稲田大学大学院法務研究科 教授

齋藤 政樹 東武練馬中央病院 医師

北濱 昭夫 大船中央病院 特別顧問

四柳 宏 東京大学・感染症内科 准教授

田中 純子 広島大学大学院医歯薬保健学研究院 教授

米澤 敦子 東京肝臓友の会 事務局長

多田羅 浩三 日本公衆衛生協会 会長

研究協力者 久保山 力也 青山学院大学大学院法科大学院 専任助手

A 研究目的

1 平成22年1月1日に施行された肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)は、その第9条第1項で、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の基本的な指針を策定すべきこととし、その第2項に、定めるべき事項の一つとして、「肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項」(第8号)を掲げている。これに基づき策定され、平成23年5月16日に告示された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」には、肝炎患者に対する不当な差別が存在することが指摘されており、肝炎対策を推進する上で、取り組むべき事項として、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を把握し、これらを防止するためのガイドラインを作成するための研究を掲記している。

2 これに基づき、本研究では、肝炎患者及び関係者等の個人情報、人権に十分配慮した上で、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を調査して幅広く事例を収集し、これを医学的・法律的観点等から分析・検討し、報告書を作成し、その結果を踏まえて実態に即した被害防止のためのガイドライン案を作成し、策定されたガイドラインが活用されることによって、肝炎患者等を不当な偏見や差別から守り、広く社会においてウイルス肝炎に対する理解を深め、肝炎に対する正しい知識の普及・啓発、ひいては、肝炎患者の生活の質の向上に資することを目的とする。

B 研究方法

1 肝炎患者に対する偏見や差別の実態調査とその分析

(1) 本研究の目的に従い、肝炎患者に対する偏見や差別の実態について、肝炎患者、医療等関係機関、医療従事者、一般生活者等に対し、アンケート調査、ヒアリング調査等の方法により調査する。

(2) アンケート調査、ヒアリング調査については、各研究員の専門的立場等から質問事項等を策定し、質問調査票の作成、インターネットによるアンケートの送受信、アンケート調査票の発送・回答、アンケート結果の整理等の作業は、調査の専門会社である株式会社インテージに業務委託する。

(3) 上記アンケート調査、ヒアリング調査の結果を集計・整理し、偏見や差別と見られる事例を抽出し、研究分担員により、それぞれの専門的立場から、それらの事例が問題とすべき事例であるかどうかを精査検討し、これに当たる事例について、その態様・内容等により分類、整理して類型化する。そして、これらの基礎資料等から、肝炎患者に対する偏見や差別の原因、背景事情等を分析・検討する。

2 肝炎患者に対する偏見や差別等についての諸外国の実情調査

上記実態調査とともに、肝炎患者に対する偏見や差別の防止策等について、参考となる資料を得るため、海外諸国における肝炎患者に対する偏見や差別の実情や、偏見や差別を防止するための方策等について、調査をする。

3 肝炎患者に対する偏見や差別を防止するためのガイドライン案の作成

上記の実態調査、実情調査等に基づく分析・検討の結果等を総合検討し、肝炎患者に対する偏見や差別を防止するためのガイドライン案を作成する。

(倫理面への配慮)

アンケート調査やヒアリング調査、その結果の回収、整理、調査結果の分析、研究結果の報告・公表等、本研究の全般にわたって、肝炎患者及び関係者等の個人情報、プライバシーにかかわる事項等を取り扱うことから、アンケート回答者やヒアリング対象者など関係者が特定されるようなことなどがないように、十分配慮して、研究を行う。調査業務等を委託している株式会社インテージとの間には、業務委託契約中に守秘義務条項を盛り込んでいる。

C 研究結果

上記Bに記述のような研究計画に基づき、本年度は、下記のとおり研究を実施したが、アンケート調査、ヒアリング調査自体未了であって、各調査結果の整理、分析等も未了であるところから、本報告においては研究経過の中間的な報告をする。

各調査の結果等の詳細については、全て完了した段階で、適宜整理して報告・公表する。

1 アンケート調査の実施

(1) アンケート調査のための質問調査票【別紙1-1ないし7】の作成

前記研究計画に基づき、まず、アンケート調査の質問事項について、肝炎患者に対する偏見や差別の実情・実態を、地域的な面を含め、できる限り広く、詳しく把握するために、研究員の専門的立場からの知見や米澤研究員の調査による肝炎患者からの相談事例等をも活用し、多角的・多面的に検討し、倫理面についても配慮して、【別紙1-1～7】の質問調査票を作成した。

(2) アンケート調査の実施

本年度のアンケート調査の実施状況は、以下のとおりである。

なお、回答数は、平成24年3月31日現在である。

ア 肝炎患者関係

① インテージ・モニターに対するインターネットによる調査

発信	969人
回答	732人
回答率	75.5%

② 肝炎患者団体関係の調査

発送	2,000通
回答	973通
回答率	48.7%

イ 医療等関係機関

① 拠点病院肝炎相談センター

発送	70通
回答	59通
回答率	84.3%

② 保健所

発送	225通
回答	199通
回答率	88.4%

③ 地方自治体

発送	17通
回答	13通
回答率	76.4%

④ 弁護士会

発送	52通
回答	23通
回答率	44.2%

⑤ 法務局

発送	50通
回答	50通
回答率	100%

(注) ②と③については、人口や地理的關係等を考慮して、双方で全国的に網羅するようにした。

ウ 医療従事者(医師、歯科医師、看護師等)

インテージ・モニターによる調査

発信	11,620人
回答	6,671人
回答率	57.4%

エ 一般生活者等

上記アないしウと比較対照するために調査する予定の一般生活者については、上記ア、イ、ウの結果等をも検討の上、質問事項を策定するのが適切であると考えられるところから、次年度に実施する。

なお、以上の調査結果等を踏まえ、さらに補足等必要があると思料される場合には、追加調査を実施する予定である。

2 ヒアリング調査の実施

(1) ヒアリング対象者の選別

インテージ・モニターによるアンケート調査の結果から、ヒアリング調査に協力できると回答した肝炎患者のうち、偏見や差別を受けた経験があると回答した者などから、平成24年3月に実施する者合計10名を選別した。

次年度は、本年度のヒアリング調査の結果をも参酌して、偏見や差別の実態をより詳細・的確に把握するのに適当と思われる対象者を、地域的な観点等も勘案して、さらに40名程度の肝炎患者を選別して、全国的に実施する予定である。

(2) ヒアリングにおける質問事項

ヒアリング調査における質問は、アンケート調査票の回答に基づき、さらに詳しく聴取するのが相当と思われる事項を中心に、偏見や差別経験や対象者特有の事情等について聴取している。

ほぼ共通の質問事項は、以下のようなものである。

①肝炎状況について

- ・肝炎の現在の状態
- ・肝炎の罹患状況
- ・現在の体調など

②偏見や差別の経験について

- ・肝炎であることを知っている人
- ・肝炎であることを隠している理由
- ・他に肝炎であることを知っている人など

③差別経験について

- ・就職時の差別、医療機関での差別など、アンケートの回答事項に関して
- ・肝炎にり患していることを人によって言ったり、言わなかったりする理由など

④肝炎との付き合い方について

- ・日常生活で不具合を感じた経験
- ・日常生活で気をつけていること
- ・不安なことなど

⑤肝炎患者に対する偏見や差別の構造について

- ・肝炎に罹患したことを知ったときどのように感じたか
- ・肝炎患者は一般に社会から差別されていると思うか
- ・肝炎患者に対する差別の原因など

⑥肝炎患者に対する偏見や差別の防止について

- ・どのような手段や方策があると思うか
- ・厚生労働省の偏見や差別をなくすための取り組みについてなど

⑦その他

- ・特に訴えたいことなど

(3) ヒアリング調査の実施状況

肝炎患者に対するヒアリングは、東京、福岡、大阪のいずれもインテージ社関係のインタビュー室において実施した。所要時間は、対象者1名あたり1時間ないし1時間30分程度で、研究員2名が同席し、1名が主として質問し、他の1名が補充するなどの体制で実施した。いずれも対象者の承諾を得て、録画又は録音し、後日、インテージにおいて反訳整理し、対象者が特定されないようにして、その都度書面化している。

3 海外実情調査－韓国について

平成24年3月11日から14日まで、大韓民国ソウル特別市を訪問し、国家人権委員会、キョンヒ大学校法科大学院、肝臓を愛する同友会の幹部等から、韓国における肝炎患者に対する偏見や差別の状況、その対応策等について実情を聴取した。

その概要については、【別紙2】の「韓国調査報告書」に記載のとおりである。

4 田中研究員による「生活実態調査2011」 (分担研究)

地域的な状況等について把握、研究するため、田中研究員が、広島県を予備調査地区と選定して、広島県の肝炎患者を対象として生活実態調査の予備調査(アンケート調査)を実施した(この研究については、後掲の(分担)研究報告書(平成23年度)「肝炎患者の生活実態調査－予備調査実施報告－」参照)。

D 考察

実態調査に関しては、基礎となるべきアンケート調査、ヒアリング調査等自体が未了であるため、その結果の総合的整理、分析がされていないところから、調査結果の報告・公表とこれらの調査に基づく肝炎患者に対する偏見や差別の実態についての考察は、次年度以降に回さざるを得ない。

本年度の調査・研究について、若干のコメントをしておく。

1 アンケート調査に関しては、概して回答率が高く、しかも内容的にも有益な回答が得られている。

一部実施したヒアリングについては、ほとんどの対象者が、質問には真摯に答え、かなり立ち入った実情等についても詳細に答え、偏見や差別に関する実情を知る上で、有益な情報が得られている。

2 韓国における実情調査の概要については、【別紙2】の「韓国調査報告書」に記載のとおり、韓国においては、肝炎患者に対する偏見や差別は、それほど深刻な問題とはなっていないが、社会問題の一つとして認識されており、人権侵害となるような案件については、国家人

権委員会が調査し、勧告等一定の措置をとることができることされていることなど、韓国における取組等の実情は、当研究班が肝炎患者に対する偏見や差別の被害を防止するためのガイドライン案を作成する際に参考となるものと思われる。

E 結論

Cの研究結果の項で記載したとおり、本研究の柱の一つである肝炎患者に対する偏見や差別の実態調査自体が未了であるため、次年度以降に譲る。

F 健康危険情報

特に把握していない。

G 研究発表

本研究に関してのものはない。

H 知的財産権の出願・登録状況

本研究に関しては該当がない。

【別紙 1-1】

B型・C型肝炎患者に対する偏見や差別に関する実態調査

平成24年2月

機関・団体調査【拠点病院】

「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」班

代表 学習院大学法科大学院 教授 龍岡 資晃

この調査は、当研究班が、厚生労働省の平成23年度厚生労働科学研究費補助金を受けて行う「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」において、ガイドライン作成の前提であるB型・C型肝炎患者（以下、無症候性キャリアを含め、「肝炎患者」と言います。）に対する偏見や差別の実態を把握するための調査の一環として行うものです。

この研究は、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を把握し、これを医学的及び法律的観点から分析・検討して偏見や差別を防止するためのガイドラインを作成し、これにより肝炎患者に対する偏見や差別をなくし、肝炎に対する理解を深め、肝炎に対する正しい知識の普及と啓発を図ることを目的としています。

この調査のための調査票の印刷・発送、調査結果の入力・集計業務は、㈱インテージおよび㈱インテージリサーチに委託しております。㈱インテージは、昭和35年設立以来、市場調査・世論調査を行っている調査の専門機関です。

この実態調査につきましては、個人情報関係の法令を順守するなど情報管理を厳にし、ご回答いただきました情報は、この研究の目的以外には一切使用いたしません。

以上、調査の趣旨をご理解いただき、質問事項にお答えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

研究班の構成は、次のとおりです。

龍岡資晃 (代表)	学習院大学法科大学院・教授(弁護士)
川上拓一	早稲田大学法学部・教授
北濱昭夫	大船中央病院・特別顧問(医師)
齋藤政樹	東武練馬中央病院・医師
多田羅浩三	日本公衆衛生協会・理事長
田中純子	広島大学大学院医歯薬学総合研究科・教授
戸松秀典	学習院大学法科大学院・教授(弁護士)
山川洋一郎	古賀総合法律事務所・パートナー弁護士
山本晋平	古賀総合法律事務所・弁護士
四柳 宏	東京大学医学部感染症内科・准教授
米澤敦子	東京肝臓友の会・事務局長
(研究協力者) 久保山力也	青山学院大学大学院法務研究科専任助手

調査票への記入方法など、お問い合わせ先は以下の通りです。
㈱インテージリサーチ メールセンター
担当：田端（タバタ）
電話：0120-483-433（フリーダイヤル）
受付時間：午前9：30～午後5：30（土日除く）

ご回答につきまして

ご記入が済みましたら、記入もれがないかご確認のうえ、返送用封筒（切手不要）にて
3月16日(金)までにご返函くださいますよう、お願い申し上げます。

- ★ お答えは、鉛筆が、黒または青のボールペンでご記入ください。
- ★ お答えの内容によって、質問をとばしていただく場合があります。その場合は、指示に従ってお進みください。
- ★ ご回答が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ★ ご回答は、あてはまる番号に○印をつけていただくものと、文字、数字をご記入していただくものとがあります。また、質問によっては
 - ・回答がひとつだけのもの（○はひとつだけ）
 - ・複数お答えいただくもの（○はいくつでも）
 - ・横の行にひとつずつのもの（○はヨコの行にひとつずつ）
 といった3種類のご回答方法がありますので、ご注意ください。※詳しくは下記【回答方法例】をご覧ください。

【回答方法例】

問1 あなたの性別をお教えてください。（○はひとつだけ）

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問2 あなたが現在同居している方をすべてお教えてください。（○はいくつでも）

1. 配偶者	7. 既婚の子ども	13. 配偶者の兄弟・姉妹
2. 父	8. 祖父	14. 親族
3. 母	9. 祖母	15. 恋人
4. 配偶者の父	10. 小学生以下の孫	16. 友人
5. 配偶者の母	11. 中学生以上の孫	17. その他
6. 未婚の子ども	12. あなたの兄弟・姉妹	18. 同居なし（一人暮らし）

問3 以下のそれぞれについて、あなたにあてはまるものをお答えください。（○はヨコの行に1つずつ）

	とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1. 社会的である	1	2	3	4	5
2. 流行に敏感である	1	2	3	4	5
3. 他人の影響を受けやすい	1	2	3	4	5
4. 自分に自信があるほうだ	1	2	3	4	5
5. 消極的である	1	2	3	4	5

※ 「1. 社会的である」という問いに対し、右の5つのうち「とてもあてはまる」に該当する場合「1」に○をし、次に、「2. 流行に敏感である」という問いに対し、「あまりあてはまらない」に該当する場合「4」に○をし…というように、順に回答します（上のような場合、「1. 社会的である」から「5. 消極的である」まで5つについて、それぞれ「とてもあてはまる」、「まああてはまる」、「どちらともいえない」、「あまりあてはまらない」、「全くあてはまらない」から1つずつ選択します）。

設問1 貴肝疾患相談支援センターにおける相談・苦情実績についてお伺いいたします。

問1-1 **相談(※1)ならびに苦情(※2)**について、お伺いします。

※1 ここでいう「相談」とは、患者本人等から直接もしくは間接的に、訪問、電話、FAX、メール等によって寄せられる**全般的な**問い合わせのことをいいます。

※2 ここでいう「苦情」とは、患者本人等から直接もしくは間接的に、訪問、電話、FAX、メール等によって寄せられる**クレーム、改善要求、懲戒の請求等のうち、貴病院に関わるもの**をいいます。たとえば、貴病院所属の医師に対するクレームは、相談ではなく、「苦情」として取り扱います。

問1-1-① **肝炎患者に対する偏見・差別に関する相談事案**について集計をされていますか。集計されている場合は**過去1年間**(平成23年1月1日～12月31日)の実数について、お書きください。

1. 集計している (平成23年1月1日～12月31日)	2. 集計していない
件	

問1-1-② **肝炎患者に対する偏見・差別に関する苦情事案**について集計をされていますか。集計されている場合は**過去1年間**(平成23年1月1日～12月31日)の実数について、お書きください。

1. 集計している 平成23年1月1日～12月31日	2. 集計していない
件	

問1-2 貴センターでは相談又は苦情について、下記の**方法**による受付は可能ですか。

	可能	現在不可であるが 検討中	不可
1. 面談	1	2	3
2. 電話	1	2	3
3. FAX	1	2	3
4. メール	1	2	3
5. その他 ※具体的にお書きください。 ()			

問1-3 下欄の1～10に記載した方（機関）から、肝炎患者に対する偏見・差別に関する相談をどの程度受けていますか。「よくある」、「たまにある」、「ほとんどない」、「まったくない」、「把握していない」から選択してください。（○はヨコの行にひとつずつ）

	よくある (年に数回以上)	たまにある (年1回程度)	ほとんど ない	まった くない	把握して いない
1. 患者本人	1	2	3	4	5
2. 患者の配偶者	1	2	3	4	5
3. 患者の父母	1	2	3	4	5
4. 患者の家族（配偶者、父母を除く）	1	2	3	4	5
5. 患者団体関係者	1	2	3	4	5
6. 歯科医師もしくは歯科医療関係者	1	2	3	4	5
7. 医師もしくは医療関係者	1	2	3	4	5
8. 福祉施設もしくは福祉関係者	1	2	3	4	5
9. 弁護士	1	2	3	4	5
10. 司法書士・行政書士	1	2	3	4	5
11. 社会保険労務士	1	2	3	4	5
12. その他 ※具体的にお書きください。 ()					

問1-4 下欄の1～10に記載した方（機関）から、肝炎患者に対する偏見・差別に関する苦情をどの程度受けていますか。それぞれ、「よくある」、「たまにある」、「ほとんどない」、「まったくない」、「把握していない」から選択してください。（○はヨコの行にひとつずつ）

	よくある (年に数回以上)	たまにある (年1回程度)	ほとんど ない	まった くない	把握して いない
1. 患者本人	1	2	3	4	5
2. 患者の配偶者	1	2	3	4	5
3. 患者の父母	1	2	3	4	5
4. 患者の家族（配偶者、父母を除く）	1	2	3	4	5
5. 患者団体関係者	1	2	3	4	5
6. 歯科医師もしくは歯科医療関係者	1	2	3	4	5
7. 医師もしくは医療関係者	1	2	3	4	5
8. 福祉施設もしくは福祉関係者	1	2	3	4	5
9. 弁護士	1	2	3	4	5
10. 司法書士・行政書士	1	2	3	4	5
11. 社会保険労務士	1	2	3	4	5
12. その他 ※具体的にお書きください。 ()					

問 1-5 肝炎患者に対する偏見・差別に関する相談の内容について、「よくある」、「たまにある」、「ほとんどない」、「まったくない」、「把握していない」から選択してください。(○はヨコの行にひとつずつ)

	よくある (年に数回以上)	たまにある (年1回程度)	ほとんど ない	まった くない	把握して いない
1. 診療に関すること	1	2	3	4	5
2. 健康診断に関すること	1	2	3	4	5
3. 日常生活等に関すること	1	2	3	4	5
4. その他 ※具体的にお書きください。 ()					

問 1-6 肝炎患者に対する偏見・差別に関する苦情の内容について、「よくある」、「たまにある」、「ほとんどない」、「まったくない」、「把握していない」から選択してください。(○はヨコの行にひとつずつ)

	よくある (年に数回以上)	たまにある (年1回程度)	ほとんど ない	まった くない	把握して いない
1. 診療に関すること	1	2	3	4	5
2. 健康診断に関すること	1	2	3	4	5
3. 日常生活等に関すること	1	2	3	4	5
4. その他 ※具体的にお書きください。 ()					

問 1-7 貴センターでは肝炎患者に対する偏見・差別を防止するための取り組みとして、下記の記録ないし仕組み等が存在しますか。また、それらは活用されていますか。

	存在し、活 用されてい る	存在するが、 あまり活用さ れていない	存在しない が導入を検 討中	存在しておら ず、導入の計 画もない	把握してい ない
1. 防止マニュアル	1	2	3	4	5
2. 防止のための研修	1	2	3	4	5
3. 個別の相談記録簿	1	2	3	4	5
4. 個別の苦情記録簿	1	2	3	4	5
5. 担当の専門職員の配置	1	2	3	4	5
6. 他施設の医療関係者との連携	1	2	3	4	5
7. 心理専門家との連携	1	2	3	4	5
8. 法律専門家との連携	1	2	3	4	5
9. 行政機関(保健所・法務局等) との連携	1	2	3	4	5
10. その他 ※具体的にお書きください。 ()					

問1-8 貴センターが対応した肝炎患者に対する偏見・差別に関する相談又は苦情の事案について、その「**事案の概要**」と「**対応の内容**」をお書きください。(傾聴のみの対応の場合は「特になし」と記載してください。)
相談・苦情の対応記録についてとりまとめた書類等があれば、ご提供いただけると幸いです。

対応ケース①	事案の概要
対応の内容	

対応ケース②	事案の概要
対応の内容	

対応ケース③	事案の概要
対応の内容	

問 1-9 これまでに受けた肝炎患者等からの偏見・差別に関する相談又は苦情の事案を踏まえ、**不当な偏見・差別を防止するための対応策**としてどのようなことが考えられますか。具体的にお書きください。

不当な偏見・差別を防止するための対応策

設問 2 ここでは、貴肝疾患相談支援センターについてお伺いいたします。

問 2-1 貴肝疾患相談支援センターの名称

名称	
----	--

問 2-2 ご回答者のお名前、お立場、ご連絡先

お名前	お立場	ご連絡先（メールもしくは電話）

問 2-3 ヒアリングへのご協力

当研究班では、もし可能であれば研究班のメンバーが直接貴センターにお伺いし、担当の方からのヒアリングを実施したいと考えております。

このヒアリングに、ご協力いただけますでしょうか。

1. ヒアリングに協力できる	2. ヒアリングには協力できない
----------------	------------------

問 2-4 継続調査へのご協力

当研究班では、今後一定期間（1年程度）、肝炎患者に対する偏見・差別への相談又は苦情事案の件数ならびに内容につき、継続的な調査研究を行いたいと考えております。

貴センターでは、この継続的な調査研究にご協力いただけますでしょうか。

1. 継続調査に協力できる	2. 継続調査には協力できない
---------------	-----------------

問 2-5 本調査研究についてのご意見

調査研究の向上のため、ご意見をお寄せください。

本調査研究についてのご意見

質問は以上です。

ご協力いただきありがとうございました。

B型・C型肝炎患者に対する偏見や差別に関する実態調査

平成24年2月

機関・団体調査【地方自治体】

「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」班
代表 学習院大学法科大学院 教授 龍岡 資晃

この調査は、当研究班が、厚生労働省の平成23年度厚生労働科学研究費補助金を受けて行う「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」において、ガイドライン作成の前提であるB型・C型肝炎患者（以下、無症候性キャリアを含め、「肝炎患者」と言います。）に対する偏見や差別の実態を把握するための調査の一環として行うものです。

この研究は、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を把握し、これを医学的及び法律的観点から分析・検討して偏見や差別を防止するためのガイドラインを作成し、これにより肝炎患者に対する偏見や差別をなくし、肝炎に対する理解を深め、肝炎に対する正しい知識の普及と啓発を図ることを目的としています。

この調査のための調査票の印刷・発送、調査結果の入力・集計業務は、㈱インテージおよび㈱インテージリサーチに委託しております。㈱インテージは、昭和35年設立以来、市場調査・世論調査を行っている調査の専門機関です。

この実態調査につきましては、個人情報関係の法令を順守するなど情報管理を厳にし、ご回答いただきました情報は、この研究の目的以外には一切使用いたしません。

以上、調査の趣旨をご理解いただき、質問事項にお答えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

研究班の構成は、次のとおりです。

龍岡資晃	(代表)	学習院大学法科大学院・教授(弁護士)
川上拓一		早稲田大学法学部・教授
北濱昭夫		大船中央病院・特別顧問(医師)
齋藤政樹		東武練馬中央病院・医師
多田羅浩三		日本公衆衛生協会・理事長
田中純子		広島大学大学院歯薬学総合研究科・教授
戸松秀典		学習院大学法科大学院・教授(弁護士)
山川洋一郎		古賀総合法律事務所・パートナー(弁護士)
山本晋平		古賀総合法律事務所・弁護士
四柳 宏		東京大学医学部感染症内科・准教授
米澤敦子		東京肝臓友の会・事務局長
(研究協力者)	久保山力也	青山学院大学大学院法務研究科専任助手

調査票への記入方法など、お問い合わせ先は以下の通りです。

㈱インテージリサーチ メールセンター
担当：田端（タバタ）
電話：0120-483-433（フリーダイヤル）
受付時間：午前9：30～午後5：30（土日除く）

ご回答につきまして

ご記入が済みましたら、記入もれがないかご確認のうえ、返送用封筒（切手不要）にて
3月16日(金)までにご返函くださいますよう、お願い申し上げます。

- ★ お答えは、鉛筆か、黒または青のボールペンでご記入ください。
- ★ お答えの内容によって、質問をとばしていただく場合があります。その場合は、指示に従ってお進みください。
- ★ ご回答が「その他」の場合は、() 内に具体的な内容をご記入ください。
- ★ ご回答は、あてはまる番号に○印をつけていただくものと、文字、数字をご記入していただくものがあります。また、質問によっては
 - ・回答がひとつだけのもの（○はひとつだけ）
 - ・複数お答えいただくもの（○はいくつでも）
 - ・横の行にひとつずつのもの（○はヨコの行にひとつずつ）
 といった3種類のご回答方法がありますので、ご注意ください。※詳しくは下記【回答方法例】をご覧ください。

【回答方法例】

問1 あなたの性別をお教えてください。（○はひとつだけ）

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問2 あなたが現在同居している方をすべてお教えてください。（○はいくつでも）

1. 配偶者	7. 既婚の子ども	13. 配偶者の兄弟・姉妹
2. 父	8. 祖父	14. 親族
3. 母	9. 祖母	15. 恋人
4. 配偶者の父	10. 小学生以下の孫	16. 友人
5. 配偶者の母	11. 中学生以上の孫	17. その他
6. 未婚の子ども	12. あなたの兄弟・姉妹	18. 同居なし（一人暮らし）

問3 以下のそれぞれについて、あなたにあてはまるものをお答えください。（○はヨコの行に1つずつ）

	とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1. 社交的である	1	2	3	4	5
2. 流行に敏感である	1	2	3	4	5
3. 他人の影響を受けやすい	1	2	3	4	5
4. 自分に自信があるほうだ	1	2	3	4	5
5. 消極的である	1	2	3	4	5

※ 「1. 社交的である」という問いに対し、右の5つのうち「とてもあてはまる」に該当する場合「1」に○をし、次に、「2. 流行に敏感である」という問いに対し、「あまりあてはまらない」に該当する場合「4」に○をし…というように、順に回答します（上のような場合、「1. 社交的である」から「5. 消極的である」まで5つについて、それぞれ「とてもあてはまる」、「まああてはまる」、「どちらともいえない」、「あまりあてはまらない」、「全くあてはまらない」から1つずつ選択します）。

設問 1 貴自治体における相談・苦情実績についてお伺いいたします。

問 1-1 貴自治体では、肝炎患者に対する偏見・差別に関する相談又は苦情について、対応できる窓口は設置されていますか。

1. 常設している	2. 不定期に設置している ※どのくらいのペースですか	3. 設置していない
	()	

問 1-2 **相談 (※1) ならびに苦情 (※2)** について、お伺いします。

※1 ここでいう「相談」とは、患者本人等から直接もしくは間接的に、訪問、電話、FAX、メール等によって寄せられる全般的な問い合わせのことをいいます。

※2 ここでいう「苦情」とは、患者本人等から直接もしくは間接的に、訪問、電話、FAX、メール等によって寄せられるクレーム、改善要求、懲戒の請求等のうち、貴公共団体に關わるものをいいます。たとえば、貴自治体所属の職員に対するクレームは、相談ではなく、「苦情」として取り扱います。

問 1-2-① **偏見・差別に関する相談事案 (対象を限定しない)** について、集計をされていますか。

1. 集計している (平成 23 年 1 月 1 日～12 月 31 日)	2. 集計していない
件	

問 1-2-② **肝炎患者に対する偏見・差別に関する相談事案** について集計をされていますか。集計されている場合は過去 1 年間 (平成 23 年 1 月 1 日～12 月 31 日) の実数について、お書きください。

1. 集計している (平成 23 年 1 月 1 日～12 月 31 日)	2. 集計していない
件	

問 1-2-③ **偏見・差別に関する苦情事案 (対象を限定しない)** について、集計をされていますか。

1. 集計している (平成 23 年 1 月 1 日～12 月 31 日)	2. 集計していない
件	